

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

那須・羽陽・丸高復旧・復興建設工事共同企業体  
山形県長井市屋城町7-1

2. 指名停止措置期間

平成26年1月16日から平成26年2月26日まで（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

那須・羽陽・丸高復旧・復興建設工事共同企業体の代表である那須建設株式会社は、山形県発注の土木一式工事及び民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成25年12月24日に東北地方整備局から7日間の営業停止処分を受けた。

このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第13号に該当する。また、物品等調達契約に関し「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」により、同要領の別表同号を準用して適用する。として、平成26年1月14日に東北地方整備局から6週間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については6週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（建設業法違反行為）

- 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070